

令和3年度JPSAスポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合状況に関する自己説明及び公表内容

令和4年3月29日

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
【原則1】組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	当協会は2013年に協会の将来ビジョン「障がい者スポーツの将来像」を策定し、公表している。将来ビジョンの策定にあたっては、役職員や構成員から幅広く意見を募った。当協会ではビジョンに基づく諸施策の実行にあたり、将来ビジョン達成に向けたアクションプランを設定、アクションプランの進捗を定期的に確認している。2021年以降のビジョン見直しを検討し、2021年3月定例理事会において『JPSA「2030年ビジョン」』を策定した。	協会ビジョン、アクションプラン
	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	当協会の組織及び事業の規模に鑑み、その組織運営及び業務遂行上、経済合理性を踏まえ、円滑に業務を遂行するために必要な範囲で採用活動を行うこととしている。現状、当協会では定期採用を行っていないが、関係の役職員から幅広く意見を集約したうえで、不定期でキャリア採用を実施することにより、当協会の業務遂行に必要な専門性を備えた人材の確保に努めている。また、人材の育成の観点からも職員の業務遂行に必要な外部の研修を都度、受講させるようにしている。	協会ビジョン、アクションプラン
	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当協会の自己財源には、協賛企業とのパートナーシップ制度、公的団体（全国生協連等）からの助成金、そして一般企業および個人（東京マラソンチャリティランナー等）からの寄付金がある。その中で中心となる協賛企業は2021年3月現在で33社ある。この協賛金は自主財源の確保という観点から財務の健全性確保にも重要な役割を果たしている。2013年にビジョン策定当時からパートナー企業倍増を目標に掲げ、計画的増大（2014年6社→2021年3月33社）を図ってきている。一年延期となった2020東京大会終了後以降についても企業数の維持・拡大に積極的に努めていく。また、一般企業や個人に対しては、協会に係る事業の重要性を示し、広く協力を求めている。こうした計画の策定に際しては、関係の役職員から幅広く意見を募っている。	協会ビジョン、アクションプラン、パートナー企業一覧
【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事及び女性理事の目標割合については、それぞれ25%、40%と設定。 外部理事の割合は昨年44%⇒2021年12月1日現在56%、女性役員の割合は昨年28%⇒2021年12月1日現在43.8%となり、どちらも目標割合を達成している。 理事の選任にあたっては、障がいの種別・競技種別・外部・女性・法令・障がい当事者・アスリート・有識者に関して知識を有する者に委嘱し多様性を確保しているが、今後ともコードを意識した役員構成となるよう、適任者の選任に努めていく。	定款、役員名簿

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	外部評議員及び女性評議員の目標割合については、理事の目標割合と同様の水準になるよう努めることにしている。（現在の割合はそれぞれ55%、20%） 評議員の選任にあたっては、障がいの種別・競技種別・外部・女性・法令・障がい当事者・アスリート・有識者に関する知識を有する者に委嘱し、多様性を確保しているが、今後ともコードを意識した役員構成となるよう、適任者の選任に努めていく。	定款、評議員名簿
	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	当協会の内部組織である日本パラリンピック委員会にアスリート委員会を設置している（H28年4月設置）。アスリート委員会の議事内容は、日本パラリンピック委員会の運営委員会に報告しており、アスリートの意見を組織運営に反映させるように努めている（2020年度の開催回数は総会1回・幹事会2回）。委員の選出にあたっては、男女・障がい区分・競技種目・夏季競技および冬季競技を考慮しており多様性を確保している。	アスリート委員会規程、アスリート委員会規程
	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事の定数は10名以上から18名となっており、現在は18名の理事で理事会が構成されている。理事については、性別・障がい種別・競技種別などを配慮し、また経営部門に長けた民間企業出身者・学識経験者・アスリート・指導者等で幅広く構成しており、協会の事業規模に照らしてみても、現在の理事会の規模は適正で実効性を確保していると考えている。	定款、役員名簿
	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事の新任時の年齢は「満70歳を超えていないこと」を定めている。また、理事の選任にあたっては外部からも選任することになっている。	役員選任規則 役員名簿
	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	ガバナンスコードに記載された範疇で任期の上限を定めている。 理事の任用期間については、ガバナンスコードによる期間（原則10年）を適用しており、国際スポーツ機関の役職員、代表理事及び業務執行理事等で中長期的事業等の実現に必要な理事については、役員候補者選定委員会において、当該理事の実績及び特別な事情等について評価した上で12年を上限に任用することとしている。なお、協会運営の主要業務を担う代表理事等の上限については、障害の種類等により異なる競技団体の状況把握、競技団体及び関係機関（団体）等との緊密な連携を図るための信頼関係を構築する期間、世界が認める実績への活動期間、国際貢献等の役目を果たすための国際スポーツ機関への役員派遣期間など、長期的な視点に立った事業活動を責任を持って実行するために必要な最小限の期間を考慮している。	役員選任規則 役員名簿
	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	理事会とは独立した機関として役員候補者選定委員会（委員会）を設置しており、外部評議員・監事・有識者等で構成することとなっている。	役員候補者選定委員会名簿
【原則3】組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	協会及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備している。協会倫理規定第4条に役職員等団体は「関係法令や規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとること」を謳っている。	倫理規程

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、組織運営に必要な一般的な規程を整備している。	定款、組織規程、倫理規定、就業規則、JPC運営規程
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人業務に関する各種規程等を整備している。	個人情報保護取扱規程、相談窓口設置規程、組織規程、文書取扱規程ほか
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役職員の報酬等に関する規程及び事務局職員の給与を定める給与規程を整備している。	役員等報酬規程、給与規程
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第3章において、JPSAの財産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。	定款、会計規程、資金運用規程、特定費用準備資金取扱要領

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に 必要な規程を整備するこ と ⑤財政的基盤を整えるた めの規程を整備している か	公益財団法人のルールに則った財政的基盤を整えるための規程を整備しており、規程に沿った運用をしている。	会計規程、資金運用規 程、財産管理運用規程
	(3) 代表選手の公平かつ 合理的な選考に関する 規程その他選手の権利保 護に関する規程を整備す ること	当協会の内部組織である日本パラリンピック委員会（JPC）では、国際総合競技大会に派遣する選手を 国際総合競技大会選手団編成方針及び選手選考基準に基づき選考している。 アスリート委員会を設置して、アスリートの権利保護を図っている。	国際総合競技大会選手 団編成方針及び選手選 考基準 アスリート委員会規程
	(4) 審判員の公平かつ 合理的な選考に関する規 程を整備すること	JPSAは統括団体であり、各競技の審判員を選考する立場にないことから、本原則については適用対象外。	NA
	(5) 相談内容に応じて 適切な弁護士への相談 ルートを確認するなど、 専門家に日常的に相談や 問い合わせをできる体制 を確認すること	弁護士、税理士からのサポートを日常的に得られる体制を確保している。また、職員の業務遂行上、法的知識を習得するために必要な外部の研修を都度、受講させるようにしている。	法律事務所との顧問契 約、監査法人との監査 契約
〔原則4〕コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス 委員会を設置し運営する こと	倫理委員会を発展的に解消し、新たに「コンプライアンス委員会」を発足（2021年11月）させた。コンプライアンス委員会規程で委員会の役割と権限事項を明確に定めている。運用としては年1回以上の開催を予定している（2022年6月開催予定）。	倫理規程、 コンプライアンス委員 会規程
	(2) コンプライアンス 委員会の構成員に弁護 士、公認会計士、学識経 験者等の有識者を配置す ること	倫理委員会を発展的に解消し、新たに「コンプライアンス委員会」を発足（2021年11月）させた。構成員はスポーツ関連の専門家や弁護士など外部有識者を6名中2名入れており、専門性及び中立性を保っている。	コンプライアンス委員 会名簿

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
【原則5】コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	倫理規程において役職員の法令遵守について定め周知している。毎年行う「三協議会」を2021年度から「四協議会」（「障がい者スポーツセンター協議会」を含む）として実施し、その場を通じてスポーツ団体ガバナンスコード適合性審査の結果報告やガバナンス・コンプライアンスの重要性について情報共有を行った。競技団体等を対象に実施するインテグリティ研修には関係役職員の参加を促し、また2021年度においては、ガバナンス・コンプライアンス研修（総論編）を役職員向けに実施し役職員の意識向上を図った。今後は各論についての研修を年数回展開していく予定。	ガバナンス・コンプライアンス研修資料
	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	JPC強化指定選手に対しては、集合研修会の実施等によりコンプライアンス教育を実施している。また、強化指定から3年以内の新人アスリートを対象とした研修でコンプライアンス教育を実施しているほか、JPCの監督・コーチ会議においてコンプライアンス研修を実施している。また、NFが自ら研修を実施する際には講師の紹介や資料の提供を行う等の支援を行っている。（2021年度は10回開催）。2020年度から障がい者スポーツ指導者養成カリキュラムを改定し、スポーツインテグリティの項目を追加した。	研修会開催要項
	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	JPSAは統括競技団体であり、各競技の審判員に対してコンプライアンス教育を実施する立場にはないため、本原則は適用しない。	NA
【原則6】法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	顧問契約・業務委託契約
	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計に関する取引を正確、迅速に処理し、財政状態及び正味財産の増減ならびにキャッシュフローの状況を報告している。事業活動の計数的統制とその能率的運用を図るための規程を整備し、公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づき、業務を進めている。 JPSAの目的を理解し、その達成に向けて尽力するに十分な見識と能力を満たしているもので、会計に詳しい者を監事として選任している。 公認会計士による外部監査を受け、取引の検証、内部統制の評価を受けているほか、必要に応じて補助事業主の監査、関係省庁の実地検査、公益認定等委員会による立ち入り検査を受けている。	定款、会計規程、資金運用規程、特定費用準備資金取扱要領、監査報告書
	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国費による補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。また、定期的に関係省庁等による実地検査を受けている。	民間スポーツ振興費等補助金交付要綱、選手強化NF事業補助金等適正使用ガイドライン
【原則7】適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等について、協会HPにより法令に基づく開示を行っている。また、これらの書類は閲覧請求に対応するため、協会事務所に備え置きしている。	財務等に関する資料

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
【原則7】適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	当協会の内部組織であるJPCでは、随時、大会毎に国際総合競技大会選手団編成方針及び選手選考基準を取り纏め、JPCホームページで公表している。	国際総合競技大会選手団編成方針及び選手選考基準
	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	JPSAのGC遵守状況を2022年3月末にHPで公表。 https://www.parasports.or.jp/about/pdf/JPSA_selfexplanation-publication_2021.pdf	JPSAのHP
【原則8】利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	協会倫理規程において、役職員等及び団体は「日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない」と定めている。契約締結の際には、利益相反の有無という観点から確認を実施している。	倫理規程、倫理ガイドライン
	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	2021年度に策定済。	倫理規程、倫理ガイドライン 利益相反ポリシー
【原則9】通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	暴力行為・不正行為等相談窓口の設置に関する規程を定めており、暴力行為・不正行為等相談窓口を協会内及び外部の法律事務所に設置している。また、協会ホームページ、協会が主催する研修会等での周知を図っている。この規程には、相談内容に関する守秘義務、相談者に対する不利益な取り扱いの禁止などを定めている。	スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口設置規程
	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	相談窓口に通報があった際には、弁護士等に相談できる体制を敷いている。また、協会外の法律事務所にも相談窓口を設置し、通報に対応できる体制となっている。	スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口設置規程
【原則10】懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	関連規程を定め、協会ホームページに公開するとともに、各団体にも通知している。規程には、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続、処分審査を行うにあたって、処分対象者に対し、弁明の機会を設けること、また、処分結果の通知方法についても定めている。	登録・加盟団体への通知文書、倫理規程、登録・加盟団体の処分に関する内規
【原則10】懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査は中立性と専門性が担保されているコンプライアンス委員会（2021年11月設立）で行うこととしている。	コンプライアンス委員会名簿

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	JPSA登録・加盟団体の処分に関する内規には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。	JPSA登録・加盟団体の処分に関する内規、JSAA規則集
	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	近年、処分事例の発生はないが、処分を下す際には、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度の利用が可能であることを処分対象者に書面で通知することとしている。	JSAAのHPにて、スポーツ仲裁自動応諾条項を採択している団体として公表されている。
〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	有事発生の際の緊急連絡網は構築済み、常にアップデートを行っている。 また、協会内の危機管理マニュアルも策定し、不祥事が発生した場合の対応として外部調査委員会を設置する一連の流れも記載している。	緊急連絡網 危機管理マニュアル

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事の定義は次のとおりとしており、 1) 法令に違反していると判断される事案 2) 社会規範に違反していると判断される事案 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、再発防止策の提言等を危機管理マニュアルに盛り込み済。 なお、この定義に照らしても、過去4年以内に不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	NA
	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間不祥事は発生していないが、不祥事等が起こった際には倫理規程、危機管理マニュアルに沿い対応し、必要に応じて外部調査委員会を設置する。	NA
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	障がい者スポーツ協会協議会に登録している都道府県・指定都市の障がい者スポーツ協会については、権限関係にはない。但し、登録団体に対して、ガバナンス等の研修会を実施し、指導・助言等を行っており、また、都道府県等協会に委託事業等を実施した場合においても、指導・助言・支援を実施している。障がい者スポーツ競技団体協議会に登録している競技団体については、ガバナンス等の研修会を実施し、指導・助言等を行っている。日本パラリンピック委員会の加盟団体については、「C加盟競技団体要項」を制定し必要な指導助言、処分等を行っている。	定款、組織図、国庫事業委託契約書 障害者スポーツ競技団体協議会運営規程 日本パラリンピック委員会加盟競技団体要項

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	毎年開催している「三協議会」を2021年度から「四協議会」（「障がい者スポーツセンター協議会」を含む）として実施し、その場を通じてスポーツ団体ガバナンスコード適合性審査の結果報告や、ガバナンス・コンプライアンスの重要性について情報共有を行った。また各都道府県・市の障がい者スポーツ協会やセンターへ、JSCが主催するガバナンスコンプライアンス研修の案内をし参加を促すなど、その重要性の理解促進に努めた。	協議会合同会議資料、研修会案内Eメール